

令和 7 年 12 月 1 日提出

令和 7 年 12 月定例県議会付議案 議案第 14～15 号関係

鳥 取 県

令和 7 年 1 2 月定例県議会付議案

目 次

議案第 1 4 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	1
議案第 1 5 号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する 条例等の一部を改正する条例……………	158

条

例

議案第14号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次とおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(初任給調整手当) 第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万7,600円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万2,100円</u>	(初任給調整手当) 第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万6,600円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u>
---	---

(3)・(4) 略 2・3 略 (単身赴任手当) 第10条の2 略 2 略 3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。第11条の9第2項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員への採用</u>」という。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員	(3)・(4) 略 2・3 略 (単身赴任手当) 第10条の2 略 2 略 3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員
---	--

員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
4 略 第11条の5 県費負担教職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合若しくは県費負担教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って県費負担教職員が住居を移転した場合又は新たにこの条例の適用を受けることとなった県費負担教職員が当該適用に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会規則で定める条件に該当する者）にあっては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額	4 略 第11条の5 県費負担教職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って県費負担教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するものに該当するときは、当該県費負担教職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会規則で定める条件に該当する者）にあっては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4をこえない範囲内の月額のへき地手当に準

3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を<u>超えない範囲内</u>の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。	ずる手当を支給する。
2 略 (特地勤務手当に準ずる手当)	2 略 (特地勤務手当に準ずる手当)
第11条の9 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合若しくは<u>職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員が当該適用に伴って住居を移転した場合</u>において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が生活の不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際に人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超え	第11条の9 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は<u>職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が生活の不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際に人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超え</u>

る者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額 の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当 に準ずる手当を支給する。	ない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
2 定年前再任用短時間勤務職員への採用をされ、<u>準特地公署に在 勤することとなったこと</u>に伴って住居を移転した職員（任用の事 情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに 準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準 特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動 し、当該異動に伴って住居を移転したものの他の前項の規定によ る手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるもの として人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定め るところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手 当を支給する。	2 国家公務員（<u>国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号） 第2条に規定する者をいう。</u>）、<u>職員以外の地方公務員又はこれ らに準ずる者として人事委員会規則で定める法人に使用されるも のであった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつて 準特地公署に在勤することとなったこと</u>に伴って住居を移転した 職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限 る。）、新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤す る職員でその準特地公署に該当することとなった日前3年以内に 当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他 前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると 認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委 員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務 手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当) 第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては<u>2万2,500円</u>、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては<u>7,700円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、<u>7,050円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては<u>3万3,750円</u>、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては<u>1万1,550円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。	(宿日直手当) 第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては<u>2万1,000円</u>、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては<u>7,400円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、<u>6,600円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては<u>3万1,500円</u>、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては<u>1万1,100円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
2 略	2 略

(期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 略 3～5 略	(期末手当) 第16条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 略 3～5 略
--	--

(勤勉手当) 第16条の7 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100</u>（特定幹部職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略	(勤勉手当) 第16条の7 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略
--	---

(第1号会計年度任用職員の期末手当)	(第1号会計年度任用職員の期末手当)
第16条の17 略	第16条の17 略
2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の110.5を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の110.5、12月に支給する場合においては100分の113.6を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等</u>

にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	
(第1号会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の18 略 2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の100（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合にお</u>	(第1号会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の18 略 2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の82を乗じて得た

いては<u>100分の120</u>）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の82、12月に支給する場合には100分の88.9</u>を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
（第2号会計年度任用職員の期末手当） 第16条の20 略 2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中	（第2号会計年度任用職員の期末手当） 第16条の20 略 2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中

「期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7の職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の110.5、12月に支給する場合においては100分の113.6</u>を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。	「期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の110.5を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。
---	---

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の21 略	(第2号会計年度任用職員の勤勉手当) 第16条の21 略
2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の82を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度	2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の120）を乗じて得た額</u>」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の82、12月に支給する場合には100分の88.9を乗じて得た額</u>」と、同条第3項中

「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。		任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。																																																		
第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。		別表第1から別表第6までを次のように改める。																																																		
別表第1 行政職給料表（第3条関係）		<table> <tr> <th rowspan="2">職員の 区分</th><th rowspan="2">職務 の級 の号給</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th><th>9級</th></tr> <tr> <th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>定年前</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>再任用 1</td><td></td><td>195,800</td><td>242,000</td><td>276,300</td><td>309,800</td><td>332,600</td><td>366,800</td><td>420,700</td><td>471,900</td><td>525,300</td></tr> </table>									職員の 区分	職務 の級 の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円	再任用 1		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
職員の 区分	職務 の級 の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																										
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																										
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円																																										
再任用 1		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300																																										

短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
勤務職	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
員以外	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		

18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000

34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	

50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用 1		225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
短時間 2		228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
勤務職 3		230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
員以外 4		232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
の職員 5		235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
6		237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
7		239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200